

第 1 回長崎市被爆 80 周年記念事業選定審査会 議事録

- 1 委嘱状交付
- 2 原爆被爆対策部長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長及び職務代理者選出
- 5 本審査会の設置目的・スケジュール

(事務局)

現在、被爆者の平均年齢が 85 歳を超え、被爆者がいなくなる時代が近づいており、被爆の実相の継承と平和の発信のさらなる強化が喫緊の課題となっている。そのような中、来年は被爆 80 周年という節目の年を迎える。そこで、まず「本審査会の設置目的」だが、長崎市では、被爆 80 周年となる節目の年に、市民の平和の意識の醸成を図るため、市民等が実施する被爆の実相の継承又は恒久平和の実現を訴えるメッセージの更なる発信が目的の事業に対して、補助金を交付するため、その対象となる事業を公募することとしている。本審査会は、応募いただいた事業の中から被爆 80 周年記念としてふさわしい事業を選定することを目的として設置した。

補助対象事業としては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に実施する事業となるので、実際に補助金を交付するのは、被爆 80 周年となる、令和 7 年度となる。

交付する補助金の額は、補助対象経費の実支出額、あるいは総事業費から寄付金等を控除した額のいずれか少ない額に 4 分の 3 を乗じて得た額で、100 万円が限度となる。

スケジュールは、6 月 10 日～8 月 30 日まで事業の募集を行い、9 月から 10 月になるが、委員の皆様には各応募者の応募書類やプレゼンテーションをもとに 80 周年記念事業の選定を行っていただきたいと考えている。事業が決定したら、会長から市長へ報告いただき、12 月下旬には結果通知書を各応募者に発送する流れとなっている。

その他全般募集要項の詳細については、この後の内容協議の際に説明する。

参考までに、前回、令和 2 年に被爆 75 周年の際に、記念事業として補助金を交付した事業の一覧を掲載している。この時は 21 件の応募があり、ジャンルで言いますと、出版、音楽、演劇、朗読、美術等、多岐にわたる事業の応募があり、審査委員の審査の結果、記載の 11 件の事業が選定されたところである。

(委員) 質疑なし

6 募集要項の内容協議

(事務局)

「被爆 80 周年記念事業費補助金の募集要項(案)」について説明する。本要項案は、前回の 75 周年時の募集要項をベースにして作成しているが、まず、「1 趣旨」については、先ほど本審査会の設置目的と同様である。

「2 募集する事業」は、(1)の「ア 被爆 80 周年を記念して実施すること」をはじめとして、これまでの全てを満たす事業であることを要件としている。(2)には、対象事業とならない事業をアからキまで記載している。

次に、「3 応募資格」について、長崎市民又は市内に主たる活動拠点がある個人若しくは団体としている。前回の 75 周年では、応募資格を団体のみとしていたが、今回は、幅広く様々な発信が可能となるよう、1 個人でも応募ができるように変更している。

「4 補助金の額」は、先ほど説明したとおりである。

「7 選定事業数」は、予算の範囲内で 10 件を予定しているところである。

「8 応募方法」については、「(1)応募に必要な書類」は資料に記載のとおりで、応募者が団体の場合には、団体の活動内容や活動実績がわかる資料、構成員名簿の写し、組織規約・会則等の写しの提出も必要としている。

「(4)応募期間」は、本審査会の協議結果に基づき、市で正式に募集要項を決定したうえで、6月 10 日から募集を開始したいと考えている。

また、「(6)その他」として、より多くの市民等に参画していただくため、応募は1団体又は1人につき1事業とすることを明記している。

次の、「10 事業企画の選定」の「(1)審査方法」については、調査課で応募者から聞き取り調査を行いながら事業内容等を整理したのち、応募者によるプレゼンテーションを実施のうえ、本審査会で審査していただきたいと考えている。応募が極端に多かった場合は、書類による1次審査が必要な場合があるかもしれないが、基本的にはプレゼンテーションによる審査になるものと考えている。

「(2)審査会の構成」ですが、この表に委員の皆様方の名前と所属団体・役職を掲載し、応募者及びその関係者が委員に接触することを禁止するために、このような形で事前に公表させていただきたいと考えている。併せて、応募者等が委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行ったときは、失格とする場合があることを記載していて、このことは市ホームページにも掲載し、厳正な審査のために注意喚起を図りたい。

「(3)採点基準」は、資料に記載のとおり、10 項目の採点基準案を設けた。この採点基準に基づき、得点率 60%以上の事業のうち、上位から 10 事業程度を採択する。なお、評価基準は 10 項目、各 10 点ずつとし、審査委員一人当たりの持ち点は 100 点、全体の合計点数は 400 点満点となる。

具体的な審査項目としては、大きく4つに分けており、一つ目は事業の必要性、二つ目は企画力、三つ目は事業の効果、四つ目は応募者の熱意で、さらに詳細な審査項目として 10 項目を掲げている。

「12 応募事業の内容等の公開」について、審査結果については、ホームページ等で公表する。なお、採択された事業に係る情報公開請求があった場合は、個人情報等に関する箇所を除き公開することがあるので、そのことを記載している。

「13 その他」は、本事業はあくまでも令和7年3月下旬になる令和7年度予算の成立を前提していることを記載している。

委員の皆様方には、「8 応募方法」以降の項目について、特に意見を頂戴したい。中でも、「(3) 採点基準」は、審査にあたっての一番重要な項目となるので、その基準の妥当性などについて発言いただきたい。

(委員)

10事業程度を採択となっているが、募集の段階で10事業に満たない場合はどうなるのか、それでもプレゼンテーションは実施するのか。

(事務局)

(3)の採点基準に「得点率60%以上の事業のうち、上位から10事業程度を採択」と記載していて、10事業に満たなければ予算上は全て選定できることとなるが、評価が低いものも出てくるため、60%以上を獲得した事業のうち、上から10事業という形になり、すべての事業にプレゼンテーションは必須と考えている。

(委員)

応募資格の部分で、被爆75周年の記念事業に選定された団体は、今回の80周年の事業に応募できるか否か。

(事務局)

75周年で選定された事業者から80周年に応募していただくのは可能。前回選定されたから今回はご遠慮くださいということはない。

(会長)

応募方法のところで、団体について、いわゆる様式の提出以外に団体の活動内容、活動実績等がわかる資料を添付するという記載があるが、個人の場合は特に活動実績等や今までどのようなことをされてきたかというところを必ずしも問わないという趣旨なのか、団体に比して個人に資料の提出を求めている理由について念のため確認したい。

(事務局)

支出に関して、団体に対して厳格な審査が求められるところがあり、この中で氏名、生年月日がわかるものが求められているのは、個人を特定するところが団体になるとわかりづらくなってくるというところがあり、こういった形で団体は記載している。それ以外のところで、仮に1個人が応募される中では、募集内容であったりするところで一定個人の考えているところ、事業にかける思いなどは明確に表れてくると思われるが、どうしてもそのあたりが不足するよう

であったら、事務局で聞き取りをしながら、よりわかりやすいように追加で審査用の資料を整備するように整理したいと考えている。

（会長）

さきほど事務局から説明があった採点基準については、私ども委員の実際の作業に関わってくるので、その考え方等のすり合わせと、理解を一定程度共有できればと思う。もし内容を見て不明な点等があればそのことを含めて意見いただきたい。

（委員）

採点基準ではないが、審査会について、応募数にもよると思うが、審査会が何回程度予定されているか、プレゼンテーションの時間、また、審査はその日のその時間でするので教えていただきたい。

（事務局）

前回75周年のときの審査の状況について説明させていただく。前回は、プレゼンテーションに10分、それに対する委員からの質疑応答が10分という形で1事業に対してだいたい20分ほどの時間で1団体ずつプレゼンテーションをしていただき、2日間にわけてだいたい4時間から5時間程度の時間を頂戴したような状況である。今回、プレゼンテーションの時間等については、10分という時間が適切なのかというのもあるので、例えば事業数が多い場合については、少しコンパクトに、5分程度のプレゼンテーション、質疑応答5分にするなど、今のところははっきりとした時間配分を決めていないが、事業数に応じて皆様の意見を頂戴して調整をさせていただくことも可能だと思っている。

2点目の審査の点、前回は2日間にわたって審査をした結果の方を事務局の方で一度集めて、集計する時間を取らせていただいた。なので、2日間プレゼンテーションのための審査会を開いて、その数日のちに決定に係る評価をまとめたものの審査を1度開いて、前回は最初の募集に係る審査会も含めまして計4回実施したような状況になっている。

（委員）

プレゼンが終わっているときに審査をしているという状況か。

（事務局）

そのとおり。

先ほど会長から応募に必要な書類の中で、個人の方に実績等を求めないのかという話を補足させていただくと、事業そのものの内容を基本的には委員の皆様が審査いただきたいが、先ほどの話の中では、個人の普段からの活動や実績というようなところも少し審査に反映したいということであれば事務局で整理したいということで説明したが、普段は何もしてない方でもこれを契機に平和への想いを沸き立たせて事業を発想したいということであれば、活動実績は求めすぎということになるかもしれないので、皆様方の意見を頂戴したい。

(会長)

今、事務局から補足の回答があった個人の申請に係る場合の要件について、今の説明も踏まえてもし意見があれば伺いたい。

(委員)

色々考え方はあるかもしれないが、個人もやはりこれまでの活動内容や活動実績に係る資料があった方が私はいいと思う。

(委員)

私も同じく、活動実績というか小さいものでもいいと思うので、どういうことをやってきたのかわかる資料があった方がいいと思う。

(委員)

参考資料として出していただくという形でよろしいではないか。

(会長)

皆さんこのようなお考えであり、あくまでもハードルを上げるという意味ではなく、むしろそういったものを提出していただくことでその方の励みにもなる可能性もあるので、そのうえでどのようなことをされてきたのか、こちらとしても判断の材料となるという趣旨で、申し上げたので、その上で検討いただきたい。

(事務局)

承知した。そういった部分も応募書類の中に記載できるような形で募集を検討する。

(会長)

採点基準の効果の部分について、7番、8番、9番の発信力、波及性、持続性とある。採点基準として説明はあるが、少し重なる部分がある。波及効果なので当然かもしれないが、委員の皆様どういう風に考えるか。発信力については広く市民に周知・活用が期待できるかは、人に焦点が当たって、その周知・活用の可能性だと。それから波及性は波及効果が期待できるかとなっているので、波及効果を及ぼす人間が誰なのか、媒体はどうかということになってきて、この2つは少し重なるかなと。それから持続性はどちらかというと時間的な観点に、空間的というよりは時間的な観点に重きが置かれているように思う。やや、この効果という中でも力点の置き方に少しずつ違いがあるのではないか、その辺のニュアンスを汲み取りながら審査をすることが大事じゃないかなと、私見ですが私はそのように思った。もし何かコメントがあれば・・・ご覧になっていかがか。

(委員)

個人的に思うのは、この10項目を自分がつけられるかなと、3つ4つの事業ならどうにかなるかなと思うが、たくさんの事業をつけられるか不安といえば不安である。もう少しまとめられ

ればなと思っていたところである。

（会長）

他の委員の皆さんもぜひこれを機にお考えをお聞かせ願いたい。

（委員）

この効果の部分、発信力、波及性っていうところで考えると、やっぱり個人と団体というところでは、7番・8番で差が出てきやすいのかなと思うので、そういった配点の基準というのも細かく決めた方がいいのかなと思った。

（委員）

特に 8 番の波及性がもう少し具体的にできる方がいいかなと思う。やはり8と9とか、7と8が重なっていて、審査しにくいかもしれないので、波及効果はどういう風な波及効果が期待できるかもう少し具体性があった方がいいなと思う。

（会長）

今の効果の部分について、委員から意見を頂戴したが、差し当たり今の段階でもし何答えをいただけるようであれば事務局の方からお願いしたい。

（事務局）

只今の意見はもっともなところで、私どももこの要綱を案として考えるにあたって、実は 75 周年の採点基準は、もう少しぼんやりしたというか幅広いかたちで、項目ごとに最高 20 点刻みで少し幅広に前回は採点をしていただいたが、基準がわかりにくく点数を付けにくかったという反省を含めて、今回はより細かく10点ごとの項目を掲示させていただいた状況である。今意見があがった効果の7・8・9のところで具体的に、例えば、会長が仰ったように発信力、波及性は人の軸になる判断力になる。広く市民に周知とするのは実施主体として応募者がより広く周知できるかという視点と、それが活用になると、それ以外の参加者、市民への活用が期待できるかという視点、2つの対象者の分が10点満点で採点するようなかたちに見えているというのが正直なところである。あと、波及性の部分で言うと、例えば波及効果が期待できるかという視点を、何をものさしにするかという、より多くの参加者が見込めるとか、この事業をすることによって、それに影響を与える人がより多いと考えられる事業が10点であるなど。持続性でいえば、一過性の事業ではなくてこれをきっかけにさらに拡大していけるというような、そういった判断基準を一例として申しあげたが、そういったものを各委員の判断基準をそれぞれの専門を活かしながらお持ちいただいて判断していただくのが、少し乱暴な部分もあるかもしれないが、そこを逆に事務局がこれで判断してくださいと言いつづけるのも、自由度が制約されて難しいのかなというところで、痛し痒しの部分があるかと思うがこのあたりの部分に関しては、意見を少し反映させて、委員の皆様がよろしければ会長や皆様と文書でやり取りして整理をさせていただくなかで、少しわかりやすく、審査がしやすくなるようであれば少し改善の余地があるかと思う。私が事例で申したように、ここはこういう判断をこの場で共有したい

ということであれば申し付けいただきたい。

(会長)

今のご説明について、私の理解でいくと、今の事務局のご説明は、審査項目が大きく4つあり、必要性、企画、効果、熱意の大きな項目があって、必要性については 30 点、企画について 30 点、効果について 30 点、プラス熱意という要素で 10 点、これでトータル 100 点になっている。こういう大きな枠組の中で、30 点をどういう風に配分するかということについて、わかりやすく整理すると、熱意は 10 点で積極性ということで整理されていますので良いと思うが、それぞれ最初の 3 項目の中身についてもう少し整理して改善の余地があるということだったと理解している。

それから、審査の実際に関わることで、いわゆる基準点があるかという問題。すなわち、採点基準の説明ですと、「次の採点基準に基づき、得点率 60%以上の事業のうち」とあるので、60 点がいわゆる採否の分け目になる、基準点になるということになると。審査する側の目線からすると、これは 60 点に達しているかどうかというところで見えてくるというのが実際の審査で一番考えられるやり方である。そうすると、基準点はそれぞれ 6 点であるという理解なのか、そうではなく、全く自由につけてくださいということなのか。この審査の実際に関わる部分については、どのようにお考えになるか事務局のお考えをいただけますとありがたい。

(事務局)

まさしく会長がおっしゃったようなかたちの視点が、基準点をどこに置くかという視点が必要になってくようかと思う。1 つは今会長にご説明いただいたとおり 60%以上、これ以下だったら事業の選定の対象とならないわけなので、プレゼンや資料を読む中で一定これはふさわしいと思う事業であれば最低でも 6 点はつけていただく形となると思う。あとはやはり審査なので優劣をつけなければならないため、10、9、8、7 点の付け方のところでそれぞれの委員の皆さんの考え方になると思うが、より 80 周年記念事業にふさわしいというところで配分していただいて、ふさわしいというところで 6 点以上の採点というところをスタートという考え方が一つあり、大切な視点かと思う。

(委員)

プレゼンの順番があると思うが、1 番から始めて全部終えてからつけるのか、修正を加えながらでもいいのか？最初の団体のプレゼンが難しいなあって思っていて、比較があったら見えてくる部分もあると思い、その辺が気になった。

(事務局)

説明が漏れていたが、前回の応募要項の中には、採点基準を明確に明示していなくて、審査の時に委員の皆様方の視点に合わせて採点していただいた。今回募集要項の中によりこういった評価できる審査基準を最初から提示して、それにマッチするような、要は市が望むような 80 周年の事業として審査基準を明示しながら、応募者にもそれにふさわしい応募をしていただきたいという思いの中から、今回この部分の採点基準自体も公表して募集要項とし

て明示して、それに応じて応募者がそれを意識してプレゼンも含めて用意していただくことで、より透明性のある審査にしたいという考えである。

（会長）

他に意見等ないようなので、議事をこれで終了する。